

市の非正規職員の労働条件の改善を



釧路市には1千人を超える非正規職員がいます。いまや、非正規職員がいないと市役所の日常業務は回りません。

非正規職員の重い雇い止めの足かせ

釧路市の非正規職員は臨時と嘱託の2種類。臨時職員は事務補助が大半で雇用期間は半年。一回だけの更新が可能で最長1年。嘱託職員は児童館の厚生員や生活保護の支援員などの専門職。10年で雇い止めになります。臨時はいったん雇い止めとなると、最低でも6か月間は雇用されません。これでは安定的な雇用とは到底言えません。

嘱託職員10年、臨時職員1年の雇い止めを32年から撤廃



会計年度任用

職員制度に移行

全国的にも自治体の非正規職員の実態はバラバラ。そこで国は自治体の非正規職員を32年度から『会計年度任用職員』という新しい制度に一括移行することにしました。そこで問題となるのは、全国的には数少なくなっている釧路市の『雇い止め』制度です。

この機会に

雇い止めを撤廃

村上議員がこの点を一般質問で追及。釧路市は会計年度任用職員制度の発足に合わせて、雇い止めをやめると答弁しました。



国はすでに雇い止め禁止の通知

しかし国はすでに2014年には非正規職員の雇い止めは適切でないとして通知していました。32年を待たずにただちに雇い止めをやめよと求めましたが、あくまで32年度からの考えを変えませんでした。

村上議員の会計年度任用職員にかかわる関連質問



- ①これ以上の正職員の非正規への置き換えをやめよ。
- ②非正規職員の賃上げなど、労働条件を改善せよ。
- ③会計年度任用職員制度になると期末手当を支給する事ができるようになるが、法で義務付けられていないパート職員にも期末手当を支給せよ。

同一労働 同一賃金を!!

